

自己点検・評価報告書

2021

2023年2月
国立大学法人愛知教育大学



「自己点検・評価報告書2021」について

国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程第4条の規定に基づき実施する自己点検評価は、同規程第4条第2項に掲げる基本項目のうち、外部評価、認証評価、法人評価の実施年度を勘案した上で、当該年度の自己点検評価項目を選定し、実施する。

1. 実施目的

本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について調査・分析を行い、その結果を「自己点検・評価報告書」として作成・公表することにより、本学の理念・目標・計画に基づく成果や課題、問題点を明らかにし、本学の教育研究水準の向上及び大学運営等の改善に資することを目的とする。

2. 自己点検評価の実施方法

(1) 対象範囲

自己点検評価の範囲は、2021年度の活動状況（2021/ 4/ 1 ～ 2022/ 3/31）とする。

(2) 自己点検項目

- ・大学の使命・目的
- ・管理運営体制
- ・大学教員、教育支援者の構成
- ・施設・設備
- ・財務状況

(3) 評価基準

「評価基準」は、大学改革支援・学位授与機構の「大学機関別認証評価」及び教員養成評価機構の「教職大学院評価基準」を活用し、目次に該当の基準を示している。

- ・大学機関別認証評価 「大学機関別認証評価 自己評価実施要項（令和4年度実施分）」
- ・教職大学院 「教職大学院評価基準（平成30年6月1日改正）」

自己点検評価にあたっては、指定された「評価基準」に照らして評価を行い、評価結果を分かりやすい文章で簡潔に記載する。

なお、第1章の3、4、第2章の23～25、第3章の33～36、第4章の43における「基準の達成状況についての自己評価」については、次の標語で記載する。

- A…十分に達成している。
- B…達成している。
- C…達成しているが問題・課題がある。

3. 記載上の留意点

本書は、本学Webサイトにて公表するため、公表に支障がある箇所については、記載を省略するなどの配慮を行っている。

4. 基礎資料集

本書とは別に評価の根拠を「基礎資料集」としてまとめている。

目 次

No.	評価項目	大学機関別認 証評価 (分析項目)	教職大学院 評価基準	その他の評価 基準等	ページ
第1章 大学の使命・目的					
○ 観点ごとの分析					
1	大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。			大学独自の観 点	3
2	大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。			大学独自の観 点	6
○ 優れた点及び改善を要する点					7
基準領域 1：理念・目的					
○ 基準ごとの分析					
3	教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。		1-1		7
4	教職大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが制定され、ポリシー間に整合性があること。		1-2		7
○ 「長所として特記すべき事項」					8

No.	評価項目	大学機関別認 証評価 (分析項目)	教職大学院 評価基準	その他の評価 基準等	ページ
第2章 管理運営体制及び財務状況					
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準					
○ 基準ごとの自己評価					
基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること					
5	学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	分析項目 1-1-1			11
基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること					
6	大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	分析項目 1-2-1			13
7	教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	分析項目 1-2-2			13
基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること					
8	教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	分析項目 1-3-1			14
9	教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	分析項目 1-3-2			14
10	全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	分析項目 1-3-3			14
領域2 内部質保証に関する基準					
○ 基準ごとの自己評価					
基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること					
11	学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	分析項目 2-4-1			16
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準					
○ 基準ごとの自己評価					
基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること					
12	毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	分析項目 3-1-1			17
13	教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	分析項目 3-1-2			17
基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること					
14	大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	分析項目 3-2-1			18
15	法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	分析項目 3-2-2			18

No.	評価項目	大学機関別認証評価 (分析項目)	教職大学院 評価基準	その他の評価 基準等	ページ
基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること					
16	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	分析項目 3-3-1			20
基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること					
17	教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	分析項目 3-4-1			21
18	管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	分析項目 3-4-2			21
基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること					
19	監事が適切な役割を果たしていること	分析項目 3-5-1			22
20	法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	分析項目 3-5-2			22
21	独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	分析項目 3-5-3			22
22	監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	分析項目 3-5-4			22
基準領域 8：管理運営					
○ 基準ごとの分析					
23	各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。		8-1		24
24	教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。		8-2		24
○ 「長所として特記すべき事項」					25
基準領域 10：教育委員会・学校等との連携					
○ 基準ごとの分析					
25	教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等との中核的な拠点として連携する体制が整備されていること。		10-1		25
○ 「長所として特記すべき事項」					27

No.	評価項目	大学機関別認証評価 (分析項目)	教職大学院 評価基準	その他の評価 基準等	ページ
第3章 大学教員、教育支援者の構成					
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準					
○ 基準ごとの自己評価					
基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること					
26	大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	分析項目 1-2-1			31
27	教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	分析項目 1-2-2			31
領域2 内部質保証に関する基準					
○ 基準ごとの自己評価					
基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること					
28	教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	分析項目 2-5-1			31
29	教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	分析項目 2-5-2			32
30	評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	分析項目 2-5-3			32
31	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	分析項目 2-5-5			32
32	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	分析項目 2-5-6			33
基準領域 6：教員組織					
○ 基準ごとの分析					
33	教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。		6-1		34
34	教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。		6-2		35
35	教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。		6-3		36
36	授業負担に対して適切に配慮されていること。		6-4		37
○ 「長所として特記すべき事項」					37

No.	評価項目	大学機関別認 証評価 (分析項目)	教職大学院 評価基準	その他の評価 基準等	ページ
第4章 施設・設備					
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準					
○ 基準ごとの自己評価					
基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること					
37	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	分析項目 4-1-1			41
38	法令が定める実習施設等が設置されていること	分析項目 4-1-2			41
39	施設・設備における安全性について、配慮していること	分析項目 4-1-3			41
40	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	分析項目 4-1-4			42
41	大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	分析項目 4-1-5			42
42	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	分析項目 4-1-6			42
基準領域 7：施設・設備等の教育環境					
○ 基準ごとの分析					
43	教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。		7-1		43
○ 「長所として特記すべき事項」					45

